

第 27 期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時

場所

東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22C

※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件



イーレックス株式会社



平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第27期定時株主総会を、2025年6月24日
(火曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知
をお届けいたします。

なお当社は、株主総会資料の電子提供措置をとつ
ておりますが、基準日までに書面交付請求をされた
株主の皆さまには、従来どおり株主総会資料を書面
でお送りいたしております。

ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

本 名 均

目 次

第27期定時株主総会招集ご通知	1	事業報告	12
株主総会参考書類		連結計算書類	33
第1号議案 剰余金処分の件	6	計算書類	35
第2号議案 取締役8名選任の件	7	監査報告	37

証券コード 9517
(発送日) 2025年6月3日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月26日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
イーレックス株式会社
代表取締役社長 本 名 均

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記当社ウェブサイト「第27期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.erec.co.jp/ir/stock/meeting/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。下記東証のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イーレックス」又は「コード」に「9517」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネット等による方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン22階
T K P ガーデンシティ P R E M I U M 京橋 ホール22C
3. 目的事項
報告事項
- 第27期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
 - 第27期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ~~~~~
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁インターネット上の各ウェブサイトにおいてその旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 書面交付請求をされた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - 株主総会当日の議事につきましては、後日（6月末を予定）、インターネット上の当社IRサイト（<https://www.erec.co.jp/ir/>）から動画で、ご覧いただけます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知と合わせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

下記案内に従い、本招集ご通知と合
わせてお送りする議決権行使書用紙
に議案に対する賛否をご表示の上、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権 を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXX年XX月XX日

議案番号	賛成	反対	棄権
1.			
2.			
3.			
4.			
5.			
6.			
7.			
8.			
9.			
10.			

※議決権行使書用紙はイメージです。

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

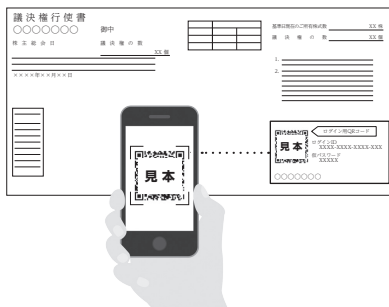
1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆さまは、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(ご参考)

業績ハイライト

売上高 1,712億円 通期計画比 110.1%	営業利益 71億円 通期計画比 132.7%	税引前利益 63億円 通期計画比 144.3%	親会社の所有者に 帰属する当期利益 21億円 通期計画比 112.4%
--	--	---	--

2025年3月期の振り返り

2025年3月期に実施した 事業構造改革

- 小売調達戦略の変更による需給
バランス最適化
- 組織再編によるリスク管理体制
の確立
- 第三者割当増資による財務体質
の改善・強化
- 不採算事業の見直し



成果と業績

- 期初に掲げた事業構造改革を実
行、同時に海外事業を中心とし
た成長投資を推進
- 小売事業が好調、燃料部門の収
支改善で、売上高／利益が計画
対比で上振れて着地
- 事業構造改革により「強守と展開」
を実施し、黒字転換および成長投
資を実行可能な体制へ

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

株主の皆さまへの還元につきましては、当社における重要な経営課題と認識し、短期的な利益変動要因を除いて、利益水準、業績見通し及び財務状況等を踏まえた上で、安定的かつ継続的な還元に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、本方針を踏まえ当期連結業績、今後の事業展開及び設備投資等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円 総額858,666,930円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1 再任	ほん な ひとし 本名 均 (1948年10月28日)	1973年 4 月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 1997年 4 月 同社事業計画部部长 2000年 4 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 イーレックスニューエナジー株式会社取締役（現任） 2014年 7 月 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社代表取締役社長 2015年 8 月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長 2015年 9 月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2015年 9 月 イーレックス販売3号株式会社（現エバーグリーン・マーケティング株式会社）代表取締役社長 2016年 4 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2016年 6 月 当社代表取締役社長（現任） 2017年 6 月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.取締役 2017年 7 月 沖縄うるまニューエナジー株式会社代表取締役社長 2021年 9 月 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社代表取締役社長（現任）	527千株
(取締役候補者とした理由) 創業間もない2000年に当社の代表取締役に就任して以来、20年以上にわたり当社グループの経営を指揮し、当社業務に精通しております。また2016年からは代表取締役社長として強いリーダーシップで当社グループを牽引し、当社グループを飛躍的に成長させてまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与できると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
2	かく た とも き 角田 知紀 (1964年7月14日)	1989年4月 東亜燃料工業株式会社（現ENEOS株式会社）入社 2013年3月 同社執行役員和歌山工場長 2016年1月 KHネオケム株式会社執行役員経営企画本部長 2018年10月 当社入社 2018年10月 当社経営企画部長 2019年6月 当社取締役人事総務部長 2020年6月 当社取締役 2020年6月 佐伯バイオマスセンター株式会社代表取締役社長（現任） 2021年9月 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社取締役（現任） 2023年5月 EREX INTERNATIONAL CO., LTD.代表取締役（現任） 2023年6月 当社常務取締役 2023年8月 EREX SINGAPORE PTE. LTD.代表取締役（現任） 2023年9月 HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY代表取締役（現任） 2023年12月 当社常務取締役海外事業統括部長（現任） 2024年3月 EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD.代表取締役 2024年3月 EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD.代表取締役	24千株
再任	(取締役候補者とした理由) 長年のエネルギー業界における経験に基づく高い識見を有しており、当社に入社して以来、経営企画、人事総務、燃料調達、海外事業等の業務に携わり、当社事業の発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		
3	さいとう やすし 斉藤 靖 (1971年11月23日)	1995年4月 昭和シェル石油株式会社（現出光興産株式会社）入社 2001年10月 当社入社 2018年6月 当社取締役営業部長 2018年6月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバ ーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2018年6月 株式会社沖縄ガスニューパワー代表取締役専務取締役 2019年3月 当社取締役営業部長兼エネルギー市場部長 2019年6月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバ ーグリーン・リテイリング株式会社）代表取締役社長 2019年10月 当社取締役営業部長 2020年7月 当社取締役人事部長 2021年3月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役（現任） 2022年1月 当社取締役経営企画部長兼人事部長 2024年6月 イーレックスニューエナジー株式会社代表取締役社長（現任） 2024年6月 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社代表取締役社長（現任） 2024年6月 沖縄うるまニューエナジー株式会社代表取締役社長（現任） 2024年9月 当社取締役人事部長兼総務部長（現任） 2025年4月 EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD.代表取締役（現任） 2025年5月 EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD.代表取締役（現任）	94千株
再任	(取締役候補者とした理由) 当社に入社して以来、事業開発、経営企画、営業等の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
4 再任	たなか としみち 田中 稔道 (1971年10月25日)	1994年 4 月 株式会社メイトン・トラディション（現株式会社トラディション日本）入社 1999年10月 日短エクスコ株式会社（現日短キャピタルグループ株式会社）入社 2000年 3 月 当社入社 2015年 9 月 イーレックス販売3号株式会社（現エバーグリーン・マーケティング株式会社）取締役 2015年10月 イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社（現エバーグリーン・リテイリング株式会社）取締役 2018年 4 月 当社上席執行役員エネルギー市場部長 2019年 3 月 エバーグリーン・マーケティング株式会社代表取締役社長（現任） 2019年 6 月 当社取締役 2020年 7 月 エバーグリーン・リテイリング株式会社代表取締役社長（現任） 2021年 3 月 株式会社沖縄ガスニューパワー取締役 2022年 2 月 株式会社イーセル代表取締役社長（現任） 2022年 7 月 当社取締役小売統括部長 2023年 3 月 株式会社沖縄ガスニューパワー代表取締役副社長（現任） 2023年12月 当社取締役需給戦略室長（現任）	66千株
（取締役候補者とした理由） 当社に入社して以来、事業開発、経営企画、営業等の業務に携わり、豊富な業務経験とエネルギー業界における深い知見に基づき、当社事業の発展と売上伸長に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために引き続き寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			
5 新任	ひらい のりお 平井 教夫 (1964年6月1日)	1989年 4 月 株式会社三井銀行（現株式会社三井住友銀行）入社 2017年 4 月 同行企業情報部長 2020年12月 当社入社 2021年 4 月 当社財務経理部長 2022年 4 月 当社執行役員財務経理部長 2023年12月 当社執行役員財務経理部長兼海外事業統括部ファイナンスグループ長兼海外事業統括部カーボントレードグループ長 2023年12月 大船渡発電株式会社監査役 2024年 4 月 当社上席執行役員財務経理部長兼海外事業統括部ファイナンスグループ長兼海外事業統括部カーボントレードグループ長（現任）	2千株
（取締役候補者とした理由） 長年の金融業界における経験に基づく高い識見を有しており、当社に入社して以来、財務経理、海外事業等の業務に携わり、当社事業の発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的な企業価値向上のために寄与することができると判断しましたので、取締役として適任であると考えております。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
6	たむら まこと 田村 信 (1966年7月23日) 在任年数：11年6ヶ月	1990年 4 月 野村證券株式会社入社 2009年10月 株式会社四条代表取締役社長（現任） 2014年 1 月 当社社外取締役（現任）	5千株
再任	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		
社外			
独立			
7	もり た みちあき 守田 道明 (1949年3月7日) 在任年数：7年	1972年 4 月 日本銀行入行 1999年 5 月 同行業務局長 2003年 6 月 アクセンチュア株式会社金融営業本部長 2006年 5 月 上田八木短資株式会社代表取締役社長 2018年 5 月 同社顧問 2018年 6 月 当社社外取締役（現任）	6千株
再任	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		
社外			
独立			
8	きむら しげる 木村 滋 (1948年2月18日) 在任年数：6年	1971年 7 月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社 2007年 6 月 同社取締役副社長販売営業本部長 2010年 6 月 同社取締役 2010年 6 月 電気事業連合会副会長 2016年 3 月 東亜石油株式会社社外取締役（監査等委員） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任）	5千株
再任	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見を有しておられます。引き続き当社グループの経営戦略等に有益な助言を頂くことで、取締役会の意思決定における妥当性・適正性を確保するための役割を期待できると判断しましたので、社外取締役として適任であると考えております。		
社外			
独立			

- (注1) 所有する当社の株式数には、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
- (注2) 本名 均氏は、当社の子会社であるイーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注3) 角田 知紀氏は、当社の子会社である佐伯バイオマスセンター株式会社、EREX INTERNATIONAL CO., LTD.、EREX SINGAPORE PTE. LTD.及びHAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANYの代表取締役であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注4) 斉藤 靖氏は、当社の子会社であるイーレックスニューエナジー株式会社、イーレックスニューエナジー佐伯株式会社、沖縄うるまニューエナジー株式会社、EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD.及びEREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD.の代表取締役であり、当社と当該子会社の間には業務委託契約があるため、特別の利害関係があります。
- (注5) 田中 稔道氏は、当社の子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイリング株式会社、株式会社沖縄ガスニューパワー及び株式会社イーセルの代表取締役であり、当社と当該子会社の間には電力卸等の取引があるため、特別の利害関係があります。
- (注6) 本名 均氏、角田 知紀氏、斉藤 靖氏及び田中 稔道氏以外の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注7) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案でお諮りする取締役候補者の全員は、既に当該保険契約の被保険者となっており、再任された場合は引き続き被保険者となります。なお、保険料は、特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- (注8) 田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
- (注9) 社外取締役候補者の在任年数は、本総会終結の時における期間となります。
- (注10) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- (注11) 当社は、田村 信氏、守田 道明氏及び木村 滋氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。また当社は、三氏の再任が承認された場合は、引き続き三氏を独立役員として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2024年 4月 1日から
2025年 3月 31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界的にインフレ圧力の緩和が見られる一方、ロシアのウクライナへの侵攻、イスラエル・ハマスの衝突等の地政学リスクの継続に加え、米国トランプ大統領の政策により、先行き不透明な状況が続きました。エネルギー分野については、燃料価格は緩やかな下落傾向にあり、国内の電力市場価格も比較的低位に推移いたしました。

このような状況の中、当連結会計年度における連結経営成績は、売上高は171,217百万円（前年度比△30.1%）、売上原価は150,713百万円（前年度比△40.6%）となり、売上総利益は20,504百万円（前年度は売上総損失8,708百万円）となりました。販売費及び一般管理費は10,894百万円（前年度比+6.7%）となり、営業利益は7,137百万円（前年度は営業損失21,949百万円）、税引前利益は6,330百万円（前年度は税引前損失19,949百万円）、親会社の所有者に帰属する当期利益は2,118百万円（前年度は親会社の所有者に帰属する当期損失21,347百万円）となりました。当社グループは、当連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日は2023年4月1日となります。そのため比較情報もIFRS適用後の数値を入れております。

2023年度は、トレーディング事業において、電源に余剰が発生し、その余剰を逆ザヤで販売せざるを得ず、大きな損失を計上いたしました。2024年度は、電源調達のパジションを余剰に取ることをやめ、精緻な販売・発電見通しを基に電源調達部門と小売部門でタイムリーかつ円滑なコミュニケーションを取れるよう組織変更した結果、当事業は利益を計上することができました。電力小売事業では、高压分野で、需要家が電気料金の予見性を高めることができる当社独自プランを拡販し、低压分野で、高使用量、高粗利の法人需要家の獲得を行い、事業を拡大いたしました。国内の発電所も概ね順調に稼働いたしました。海外事業では、2025年3月にベトナム現地子会社のペレット工場が商業運転を開始いたしました。

電力小売事業については、当社グループの販売子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイリング株式会社を中核として、株式会社沖縄ガスニューパワー、株式会社イーセルが販売を行っております。高压分野では、完全固定プラン、ハイブリッドプラン等の先駆的な当社グループのプランの販売が拡大し、販売電力量は2,438百万kWhと前年度比60.1%増加しましたが、売上高は燃料費調整の下落による販売単価の減少に伴い前年度比29.6%増加となりました。低压分野では、2024年12月末に販売子会社のティーダッシュ合同会社を譲渡したことにより供給件数が246千件（前年度比19.6%減）となりましたが、高使用量の法人需要家の獲得や気候影響による使用量増加により、販売電力量は1,352百万kWhと前年度比2.1%減少に留まりました。売上高は、1顧客あたりの使用量増加に伴う販売単価の上昇により前年度比7.8%増加となりました。

トレーディング事業については、確定した販売電力量に対して適正な量と価格で都度調達する戦略を取ったことにより、過剰な供給力を抱えるリスクが減少いたしました。このため、相対での卸取引の販売電力量、売上高は共に前年度比では大きく減少しましたが、利益は安定し事業計画を上回る結果となりました。さらに、日本卸電力取引所（以下、JEPX）での取引、電力デリバティブ取引など、トレーディング事業のノウハウを小売事業向けに活用し、当社独自のプランやスキームの立案、組成にも取り組み、当社グループの小売販売に貢献いたしました。

発電事業については、佐伯、豊前、中城の各バイオマス発電所が概ね計画通り稼働いたしましたが、大船渡発電所は、大船渡市森林火災影響などの設備点検を実施したことにより発電量が減少いたしました。また、糸魚川発電所は容量市場運用ルールに基づき電力市場価格を考慮した運転・停止を継続し、当期間の発電量は低位に留まりました。なお、土佐発電所は低効率かつ設備の経年化が進んでいることから休止しております。

燃料事業については、長期契約によるバイオマス燃料の調達が大半を占めるものの、他社バイオマス発電所のトラブルや運転開始遅延等に伴う市況変化を見定め、適宜仕入れを実施したことにより、仕入価格を計画比で低減することができました。また、他社発電所への燃料長期供給契約に基づく販売を開始し、外販が増加いたしました。燃料供給体制を一層強化すべくベトナムをメインとした自社でのバイオマス燃料の生産と開発を継続しております。

海外事業については、2025年3月にベトナムのトゥエンクアンペレット工場において、FSC認証を受けた木質ペレットの製造を開始いたしました。また、2025年4月にハウジャンバイオマス発電所で商業運転を開始いたしました。同国のイエンバイ、トゥエンクアンバイオマス発電所でも建設を推進しております（ハウジャンは令和4年度、イエンバイ、トゥエンクアンは令和5年度の環境省「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism：JCM）資金支援事業のうち設備補助事業」※に採択）。カンボジアにおいては、水力発電所の建設及びバイオマス発電所の建設準備を推進しております。

販売費及び一般管理費については、販売電力量の増加による代理店報酬の増加、人員増による人件費の増加があり、6.7%増加いたしました。

当社グループは、～持続可能な社会の実現のために～「再生可能エネルギーをコアに電力新時代の先駆者になる」というビジョンのもと、日本市場のみならず、ベトナムを始めとする東南アジア諸国においても脱炭素に向けた取り組みを段階的に着実に具現化し、創業より受け継ぐ「挑む文化」をもって「総合エネルギー企業」へと進化してまいります。

※優れた脱炭素技術等を活用し、途上国等における温室効果ガス排出量を削減する事業を実施し、測定・報告・検証（MRV）を行う事業。途上国等における温室効果ガスの削減とともに、JCMを通じて我が国及びパートナー国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に資することを目的とする。優れた脱炭素技術等に対する初期投資費用の2分の1を上限として補助を行う。なお、本事業はベトナム政府と日本政府の協力の下、実施されている。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は6,401百万円であり、主なものはベトナム事業用設備であります。

③ 資金調達の状況

前連結会計年度における赤字決算影響により毀損した財務体質の改善、ベトナム等の海外事業投資資金として2024年5月に11,856百万円、国内脱炭素事業資金として2025年1月に2,078百万円の第三者割当増資を実施いたしました。また、取引銀行より2025年1月及び3月に長期借入1,200百万円の資金調達を行っております。

なお、当社グループは、機動的かつ安定的な資金調達のために、金融機関との間で総額15,500百万円のコミットメントライン契約及び11,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 重要な組織再編の状況

当社グループは、2024年12月31日を譲渡実行日として、ティーダッシュ合同会社の全持分を株式会社HBDに譲渡いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2022年3月期)	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (2024年3月期)		第 27 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
	日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	230,502	296,312	244,977	244,977	171,217
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	13,761	15,234	△18,388	△21,949	7,137
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) / 親会社の所有者に帰属する当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期損失 (△) (百万円)	9,653	9,131	△22,257	△21,347	2,118
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) / 基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失 (△) (円)	163.44	154.29	△375.29	△359.94	28.65
総資産/資産合計 (百万円)	157,159	172,105	145,180	148,611	153,382
純資産/資本合計 (百万円)	66,820	73,953	55,233	55,601	72,480
1株当たり純資産/ 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	942.26	1,046.80	800.07	810.07	823.19

(注1) 第27期より会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。また、ご参考までに第26期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。

(注2) 科目等の表記が日本基準とIFRSとで異なる場合は、両方を併記しております。

(注3) 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失/基本的1株当たり当期利益又は基本的1株当たり当期損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産/1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2022年3月期)	第 25 期 (2023年3月期)	第 26 期 (2024年3月期)	第 27 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	183,561	254,854	212,528	123,355
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	7,640	10,970	△26,119	5,528
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	5,949	8,014	△17,789	5,461
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	100.74	135.42	△299.95	73.86
総資産 (百万円)	83,486	110,007	106,452	114,068
純資産 (百万円)	33,419	41,927	30,908	49,539
1株当たり純資産 (円)	565.19	707.74	520.55	635.76

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資 比率 (%)	主要な事業内容
イーレックスニューエナジー株式会社	10	100.00	パーム椰子殻を使用したバイオマス発電
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	10	70.00	パーム椰子殻を使用したバイオマス発電
沖縄うるまニューエナジー株式会社	10	44.78	パーム椰子殻等を使用したバイオマス発電
糸魚川発電株式会社	1,006	64.00	石炭火力発電
HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY	936億ドン	49.00	もみ殻を使用したバイオマス発電
EREX YEN BAI BIOMASS POWER CO., LTD.	3,906億ドン	100.00	木質残渣を使用したバイオマス発電
EREX TUYEN QUANG BIOMASS POWER CO., LTD.	1,234億ドン	100.00	木質残渣を使用したバイオマス発電
エバーグリーン・リテイリング株式会社	468	65.98	電力小売
エバーグリーン・マーケティング株式会社	504	65.98	電力小売
株式会社沖縄ガスニューパワー	150	80.00	電力小売
株式会社イーセル	10	100.00	電力小売
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	5,000千米ドル	100.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	6,188千リンギット	65.00	燃料調達
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	1千米ドル	65.00	燃料調達
イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社	5	67.00	燃料の製造・販売
eREX Vietnam Co., Ltd.	100億ドン	100.00	燃料の製造・販売
佐伯バイオマスセンター株式会社	10	100.00	燃料の保管
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	100億リエル	100.00	海外水力発電プロジェクトの統括・推進
EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD.	1,117億ドン	97.00	燃料開発・生産・販売
EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD.	1,117億ドン	97.00	燃料開発・生産・販売
EREX INTERNATIONAL CO., LTD.	940億ドン	100.00	経営コンサルティング、燃料開発・販売

(注1) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(注2) 2025年4月1日付で、佐伯バイオマスセンター株式会社は当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(4) 対処すべき課題

地政学リスク、米国トランプ政権の政策による先行き不透明感は継続することが予想されます。一方で、世界的に異常気象が数多く発生しており、脱炭素ニーズは継続すると認識しております。

このような状況下、電力小売事業においては、全国を網羅する販売ネットワークおよび20年以上取り組んでいる電力トレーディングの知見を活かした施策を実行してまいります。発電・燃料事業においては、当社グループ外向けのバイオマス燃料の拡販に取り組みます。海外事業においては、ベトナムでバイオマス発電所及びペレット工場が1基ずつ稼働しております。さらに、2基のバイオマス発電所の建設にも取り組んでおり、カンボジアでは水力発電所の建設及びバイオマス発電所の建設準備に取り組んでまいります。

(電力小売事業)

高圧分野では、完全固定プランやハイブリッドプラン等顧客ニーズに対応したプランの提案を実施するとともに、市場連動プランの拡販および新プランによる販売単価の上昇にも取り組んでまいります。また、脱炭素社会の実現に向けたコーポレートPPA、DR等のソリューションも提供してまいります。低圧分野では、転入時における新規顧客の獲得強化および既存顧客が転居する際の契約継続に注力し、中長期の収益を見据えた供給件数の増加に取り組んでまいります。

(トレーディング事業)

前期に引き続き、確定した販売電力量に対して必要な電力の調達を実施してまいります。また、電力先物市場を活用したプランを組成してまいります。電力市場参加者からの問い合わせやコミュニケーションの機会が増えており、相対の卸取引についても積極的に取り組んでまいります。

(発電事業)

国内のバイオマス発電所については、出力抑制指令の影響により発電量が減少する見通しですが、定期修繕の効率化による所要日数の短縮、設備トラブルの防止のため、日常整備を徹底してまいります。また、計画中の大型バイオマス発電所については、環境アセスメント等に取り組んでまいります。

(燃料事業)

2025年度より、ベトナムの自社工場で生産した木質ペレットの取り扱いを開始いたします。国内においては燃料長期供給契約を開始し、外販が増加することにより、燃料取扱量が2024年度対比約1.5倍となる予定です。また、長期供給契約以外のスポットでの燃料販売についても積極的に推進してまいります。

（海外事業）

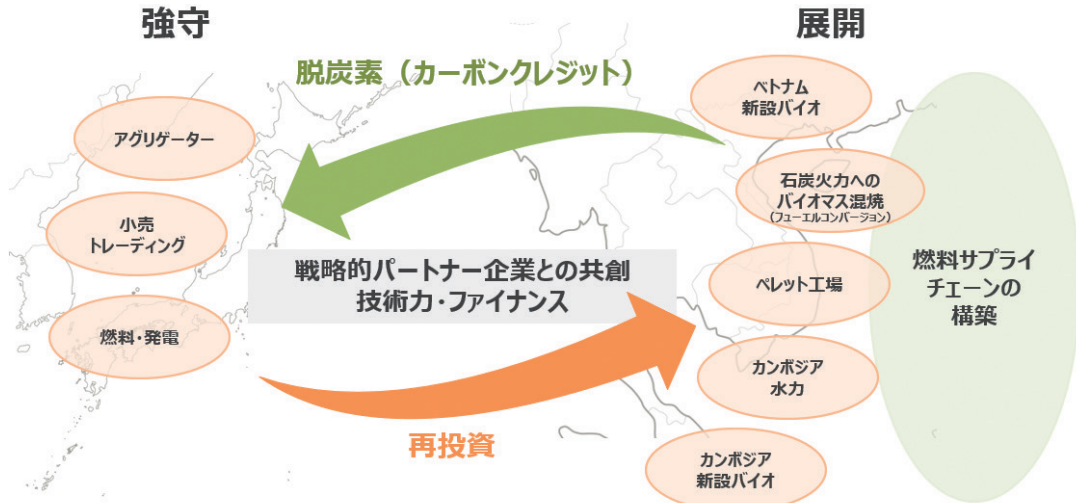
ベトナムにおいては、ハウジャン省のバイオマス発電所が2025年4月に商業運転を開始いたしました。トゥエンクアン省、イエンバイ省のバイオマス発電所は、2027年度中の竣工に向けて建設に取り組んでおります。また、ベトナムの石炭火力発電所において、バイオマス燃料の混焼試験を実施する予定です。カンボジアにおいては、2026年の試運転開始に向けて水力発電所の建設を継続いたします。さらに、2024年9月にカンボジア政府の認可を受けた新設バイオマス発電所の建設準備に取り組んでまいります。

（脱炭素戦略）

当社グループは、脱炭素戦略として、2030年2500万tのCO₂削減を掲げるとともに、2050年カーボンマイナスの実現に向け、挑戦を加速させてまいります。今後、カーボンプライシングやグローバルな排出権取引など、環境価値のトレードが具体化するネットゼロ社会の実現を見据え、エネルギー事業者から脱炭素のリーディングカンパニーへと変革を遂げ、環境価値を収益源として成長を加速させてまいります。

【当社の事業戦略】

- ・国内の既存事業に加え、新たな事業の柱として国内外の有力企業とアグリゲーション事業で協業
- ・海外でのバイオマス発電および石炭火力へのバイオマス混焼(フューエルコンバージョン)によるカーボンクレジットの獲得
- ・国内での収益を成長投資に活かし、海外事業で獲得したカーボンクレジットを国内で活用



(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、「～持続可能な社会実現のために～再生可能エネルギーをコアに電力新時代の先駆者になる」という 2030 年ビジョンのもと、再生可能エネルギーを基軸にして、電力小売事業、発電事業、燃料事業、トレーディング事業の4つの事業を一体化させ事業を推進しております。これら4事業の内容は以下のとおりです。また、海外事業にも取り組んでおり、併せて記載しております。

① 電力小売事業

当社グループの販売子会社であるエバーグリーン・マーケティング株式会社、エバーグリーン・リテイルリング株式会社を中核として、株式会社沖縄ガスニューパワー及び株式会社イーセルの4社が、全国の法人・個人の需要家に対し、電力を販売しております。高圧分野においては、完全固定プラン、ハイブリッドプラン等の先駆的なプランの販売に取り組むと同時に、脱炭素社会の実現に向けたコーポレートPPA、DR等のソリューションの提供を行っています。また、低圧分野においては、全国の代理店網を活用し、市場連動型プランを中心に販売しており、顧客ニーズに合った新しいプランの提案や、転居する方々へのアプローチを通じて新規顧客の獲得にも取り組んでいます。

② 発電事業

当社グループが現在保有する発電所のうち、佐伯、豊前、大船渡および沖縄の4発電所は、パーム椰子殻（以下、PKS）や木質ペレットといったバイオマスを燃料とする発電所で、再生可能エネルギーのFIT制度に基づく事業認定を受けており、当該制度下において発電した電力を当社グループおよび一般送配電事業者等に販売しております。土佐発電所については、低効率かつ設備の経年化が進んでいることから現在運転を休止しております。また、石炭火力発電所である糸魚川発電所については、電力市場価格の状況を鑑み、2025年度は運転を見合わせる予定です。

③ 燃料事業

バイオマス発電の先駆者として培ったノウハウを活かし、良質なバイオマス燃料（PKSや木質ペレット）の安定供給とコスト低減を実現しております。当社グループの発電所向けに加え、他社に販売するバイオマス燃料を、インドネシア・マレーシア・ベトナム等生産国のサプライヤーから直接、または当社子会社や商社を通じて調達しております。当社グループでは、インドネシアにPKSの備蓄ヤードを整備、ベトナムでは木質ペレット工場を新設し、現地生産者との直接交渉により、品質・価格優位性のあるバイオマス燃料の安定供給に努めております。

④ トレーディング事業

燃料や電力市場価格などが大きく変化する中、当社グループの発電所および相対契約事業者からの調達を主体として、JEPX等の市場からの調度を柔軟に組み合わせ、安定的かつ価格競争力のある電力調達に努めております。また、トレーディング事業のノウハウを活かし、電力小売事業における独自プランやスキームの立案、組成にも取り組み、小売販売に貢献しております。また、海外事業から生成されるクレジットの活用を含め、カーボンプレジットのトレーディングを行うことを計画しております。

⑤ 海外事業

当社グループでは、東南アジア諸国の脱炭素とエネルギー自給率向上に貢献すべく、再生可能エネルギー事業を展開しております。

ベトナムのハウジャン省においては、当社にとって海外初の発電所であり、かつベトナムとしても初めてとなる大型の商用バイオマス発電所（発電出力20MW）が2025年4月に商業運転を開始いたしました。また、ベトナムのトゥエンクアン省においては、当社初のペレット工場でF S C認証を受けた木質ペレットの製造を2025年3月より開始いたしました。加えて、ベトナム北部のイエンバイ省及びトゥエンクアン省において、バイオマス発電所（それぞれ発電出力50MW）の建設を進めております（ハウジャン省は令和4年度、イエンバイ省及びトゥエンクアン省のバイオマス発電所は令和5年度の環境省「二国間クレジット制度（Joint Crediting Mechanism:JCM）資金支援事業のうち設備補助事業」※に採択）。さらに、ベトナムの石炭火力事業者であるピナコミンパワーへのベトナム政府からの通達に基づき、既設石炭火力においてバイオマス燃料を混焼するフューエルコンバージョンの計画を進めております。カンボジアにおいては、水力発電所（発電出力80MW）の建設を進めており、2026年度上期には試運転を開始する予定です。2024年9月には、バイオマス発電所（発電出力50MW）と太陽光発電（発電出力40MW）がカンボジアの閣僚会議で承認され、建設の準備を進めております。

※ 優れた脱炭素技術等を活用し、途上国等における温室効果ガス排出量を削減する事業を実施し、測定・報告・検証（MRV）を行う事業。途上国等における温室効果ガスの削減とともに、JCMを通じて我が国及びパートナー国の温室効果ガスの排出削減目標の達成に資することを目的とする。優れた脱炭素技術等に対する初期投資費用の2分の1を上限として補助を行う。なお、本事業はベトナム政府と日本政府の協力の下、実施されている。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社

イーレックスニューエナジー株式会社	本社（東京都中央区）、土佐バイオマス発電所（高知県高知市）
イーレックスニューエナジー佐伯株式会社	本社（東京都中央区）、佐伯バイオマス発電所（大分県佐伯市）
沖縄うるまニューエナジー株式会社	本社、中城バイオマス発電所（沖縄県うるま市）
糸魚川発電株式会社	本社（新潟県糸魚川市）
HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY	本社（ベトナム）
EREX YEN BAI BIOMASS POWER CO., LTD.	本社（ベトナム）
EREX TUYEN QUANG BIOMASS POWER CO., LTD.	本社（ベトナム）
エバーグリーン・リテイリング株式会社	本社（東京都中央区）
エバーグリーン・マーケティング株式会社	本社（東京都中央区）
株式会社沖縄ガスニューパワー	本社（沖縄県那覇市）
株式会社イーセル	本社（広島県広島市）
EREX SINGAPORE PTE. LTD.	本社（シンガポール）
STRAITS GREEN ENERGY SDN. BHD.	本社（マレーシア）
STRAITS GREEN ENERGY PTE. LTD.	本社（シンガポール）
イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社	本社（東京都中央区）
eREX Vietnam Co., Ltd.	本社（ベトナム）
佐伯バイオマスセンター株式会社	本社（東京都中央区）
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	本社（カンボジア）
EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD.	本社（ベトナム）
EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD.	本社（ベトナム）
EREX INTERNATIONAL CO., LTD.	本社（ベトナム）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名	15名増	42.1歳	4.6年

（注1）使用人数は就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

（注2）臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者は契約社員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
173名	12名増	37.6歳	4.2年

（注1）使用人数は、就業人員であり、企業集団外からの出向受入者を含み、企業集団外への出向者は含んでおりません。

（注2）臨時雇用者数は、上記使用人数に含まれております。なお、臨時雇用者は契約社員であります。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
沖縄振興開発金融公庫	13,333百万円
株式会社三井住友銀行	4,638百万円
シンジケートローン	3,353百万円
株式会社国際協力銀行	1,241百万円

（注）シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする協調融資等によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

第三者割当による新株式の発行

当社は、下記取締役会において、財務体質改善及び海外事業成長資金の調達、国内脱炭素事業資金の調達を目的として、下記のとおり第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

ア. 2024年5月10日開催

①募集方法	第三者割当
②発行株式の種類及び数	普通株式14,857,700株
③割当価格	1株につき798円
④資本組入額	1株につき399円

- | | |
|-----------------------|--|
| ⑤割当価格の総額 | 11,856百万円（会社法上の払込金額であり、2024年5月10日開催の取締役会において決定された金額） |
| ⑥増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額 5,928百万円
増加する資本準備金の額 5,928百万円 |
| ⑦払込期日 | 2024年5月30日 |
| ⑧割当先 | JFEエンジニアリング株式会社、戸田建設株式会社、株式会社九電工、三井住友ファイナンス&リース株式会社 |
| ⑨資金の使途 | 海外事業成長資金及び財務体質改善を目的とした有利子負債圧縮 |
- なお、上記割当先のうち、JFEエンジニアリング株式会社と2024年5月10日付けで資本業務提携契約を締結しております。

イ. 2024年12月20日開催

- | | |
|-----------------------|--|
| ①募集方法 | 第三者割当 |
| ②発行株式の種類及び数 | 普通株式3,646,500株 |
| ③割当価格 | 1株につき570円 |
| ④資本組入額 | 1株につき285円 |
| ⑤割当価格の総額 | 2,079百万円（会社法上の払込金額であり、2024年12月20日開催の取締役会において決定された金額） |
| ⑥増加する資本金及び
資本準備金の額 | 増加する資本金の額 1,039百万円
増加する資本準備金の額 1,039百万円 |
| ⑦払込期日 | 2025年1月14日 |
| ⑧割当先 | 東日本旅客鉄道株式会社 |
| ⑨資金の使途 | 海外事業成長資金及び財務体質改善を目的とした有利子負債圧縮 |
- なお、東日本旅客鉄道株式会社と2024年12月20日付けで資本業務提携契約を締結しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 163,572,000株
- ② 発行済株式の総数 78,066,758株（うち自己株式 6,128株）
- ③ 株主数 15,825名
- ④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
株 式 会 社 U H P a r t n e r s 3	6,570,100	8.41
DAIWA CM SINGAPORE LTD－NOMINEE HIKARITSUSHIN INVESTMENTS ASIA PTE LTD	5,347,300	6.84
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	4,391,400	5.62
戸 田 建 設 株 式 会 社	4,391,400	5.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,125,800	5.28
K I S C O 株 式 会 社	4,000,976	5.12
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社	3,646,500	4.67
株 式 会 社 九 電 工	3,568,700	4.57
株 式 会 社 U H 5	3,543,900	4.53
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	3,434,000	4.39

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	38,000株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「（3）会社役員の状況 ④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	本 名 均	統括、監査部担当 イーレックスニューエナジー株式会社 取締役 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	安 永 崇 伸	経営戦略部門、経営管理部門管掌 EREX (CAMBODIA) CO., LTD. 取締役 [取締役会議長] 株式会社イーセル 取締役
常 務 取 締 役	角 田 知 紀	海外事業統括部門、燃料部門管掌 佐伯バイオマスセンター株式会社 代表取締役社長 イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社 取締役 EREX INTERNATIONAL CO., LTD. 代表取締役 EREX SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役 HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY 代表取締役 EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO., LTD. 代表取締役 EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO., LTD. 代表取締役
取 締 役	斉 藤 靖	発電部門、人事総務部門管掌 イーレックスニューエナジー株式会社 代表取締役社長 イーレックスニューエナジー佐伯株式会社 代表取締役社長 株式会社沖縄ガスニューパワー 取締役 沖縄うるまニューエナジー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	田 中 稔 道	営業部門管掌、エネルギー市場部、小売統括部担当 エバーグリーン・マーケティング株式会社 代表取締役社長 エバーグリーン・リテイリング株式会社 代表取締役社長 株式会社沖縄ガスニューパワー 代表取締役副社長 株式会社イーセル 代表取締役社長
社 外 取 締 役	田 村 信	株式会社四条 代表取締役社長
社 外 取 締 役	守 田 道 明	—
社 外 取 締 役	木 村 滋	—
常 勤 監 査 役	草 野 健	エバーグリーン・マーケティング株式会社 監査役 エバーグリーン・リテイリング株式会社 監査役
社 外 監 査 役	古 城 誠	—
社 外 監 査 役	石 井 絵 梨 子	新幸総合法律事務所 パートナー いちごホテルリート投資法人 執行役員

(注1) 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注2) 常勤監査役 草野 健氏は、過去において当社の財務・経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(注3) 当事業年度末日後の重要な兼職の異動について

常務取締役 角田 知紀氏は、2025年4月10日付でEREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO.,LTD.、2025年5月8日付でEREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO.,LTD.の代表取締役を辞任し、同日付で取締役 斉藤 靖氏が後任として代表取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

役員全員は、当該保険契約の被保険者であり、保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

④ 取締役及び監査役の報酬等

ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年7月1日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について、一部改定を決議いたしました。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していること等を確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。なお、当社の取締役の報酬は、以下の3つから構成されるものとします。

報酬等の種類	基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬	
		賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)
内容	月例で支給される 金額固定の報酬	事業年度の業績目標に向けて着実に成果を積み上げるための短期インセンティブ報酬	中長期的な企業・株主価値の向上を目指した経営を推進するための中長期インセンティブ報酬
対象	業務執行取締役 社外取締役	業務執行取締役 社外取締役	業務執行取締役

- (b) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、会社業績、同業他社の水準等を総合的に勘案した上で、社内／外の別及び役位毎に基礎報酬額を設定し、これに代表取締役と人事担当取締役間で協議の上、決定した前事業年度の個人別業績を反映して、個人別の基本報酬額を決定するものとします。

- (c) 業績連動報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、賞与及び譲渡制限付株式報酬とします。賞与については、前事業年度に業績目標として掲げた税引前利益の達成度合及び前事業年度の個人別業績等に基づき決定された額を毎事業年度一定の時期に支給します。

譲渡制限付株式報酬については、株主総会で定められた報酬枠の範囲内で、一定の譲渡制限期間（3年以上で当社取締役会が定める期間）が経過する時まで処分等を認めない譲渡制限付株式を交付します。譲渡制限付株式の交付のために対象となる取締役に対し支給する金銭報酬債権の額は、毎事業年度、取締役会が決定し、一定の時期に支給します。

なお、交付する譲渡制限付株式の数は、社外取締役も出席した取締役会において決定した内規に基づき決定します。具体的には、各事業年度における前事業年度に業績目標として掲げた税引前利益に対する達成度に応じて80%から130%の間で段階的に定められた株式数とします。

（注）当社グループは、当連結会計年度より国際会計基準（IFRS）を任意適用しております。それに伴い、業績連動報酬の算定における業績指標は、日本基準の「連結経常利益」に相当するIFRSの「税引前利益」を用いるものとします。

- (d) 基本報酬及び業績連動報酬等の額の、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成とします。

なお、報酬等の種類ごとの比率に係る目安は、会社業績等に応じ業績報酬が変動するため、役員の区分に応じて概ね以下のとおりとします。

区分	基本報酬 (金銭報酬)	賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)
取締役	40～100%	0～40%	0～40%
社外取締役	70～100%	0～30%	—

（注）基本報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含んで比率を表示しております。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定（基本報酬、賞与及び株式報酬）については、上記方針に則り算定されることを前提に、取締役会において個人別の最終的な配分額の決定について代表取締役社長に委任することの承認を求めるものとします。

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬		
			賞与 (金銭報酬)	譲渡制限付 株式報酬 (非金銭報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	383 (47)	286 (42)	63 (5)	34 (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	31 (13)	27 (11)	4 (2)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	414 (60)	313 (53)	67 (7)	34 (－)	11 (5)

(注1) 取締役の報酬限度額は、2022年6月24日開催の第24期定時株主総会において、年額6億円以内（うち、社外取締役60百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は3名）であります。また当該報酬限度額とは別枠で、2021年6月22日開催の第23期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本制度に基づき対象となる取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を、年額2億円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における対象取締役の員数は5名であります。

(注2) 当社の業績連動報酬は、賞与及び譲渡制限付株式報酬であります。賞与については、前事業年度に業績目標として掲げた税引前利益の達成度合及び前事業年度の個人別業績等に基づき決定された額を毎事業年度一定の時期に支給しております。また譲渡制限付株式報酬については、各事業年度における前事業年度に業績目標として掲げた税引前利益に対する達成度合に応じて段階的に定められた株式数を交付しており、報酬額は、前事業年度の定時株主総会開催日から当事業年度末までの期間に対応した金額としております。業績指標として税引前利益を選定した理由は、企業活動で得た利益のみが反映された値であり、当社グループの経営状態等を最も把握し易いと判断したためであります。算定方法に関しては、前記「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。なお、当連結会計年度は、上記の業績目標として掲げた税引前利益4,388百万円に対し、税引前利益は6,330百万円となりました。

- (注3) 監査役の報酬限度額は、2014年1月16日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。
- (注4) 取締役会は、代表取締役社長 本名 均氏に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況を俯瞰すると共に業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門の業績に係る評価を行う者として代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職先と当社の間で、特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田村 信	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 守田 道明	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、長年の金融・証券業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 木村 滋	当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席いたしました。取締役会において、長年の電力業界における経験に基づく高い識見と経営全般にわたる幅広い知見から意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 古城 誠	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において、複数の大学において長年、法学の教授を務めた経験と、経済産業省におけるエネルギー関連委員としての経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役 石井 絵梨子	当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席いたしました。取締役会において、日本及び米国ニューヨーク州弁護士として培ってこられた企業法務に関する専門知識と豊富な経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社の会計処理並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 P w C Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

ア. 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬額

71百万円

イ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

97百万円

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記ア. の金額は合計額で記載しております。その他、法定監査以外の任意監査に係る報酬額が含まれております。

(注2) 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、過年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債	
流動資産	65,521	流動負債	37,569
現金及び現金同等物	33,613	営業債務及びその他の債務	14,795
営業債権及びその他の債権	24,462	借入金	12,619
棚卸資産	1,675	リース負債	402
その他の金融資産	2,960	その他の金融負債	257
未収還付法人所得税	40	未払法人所得税	1,878
その他の流動資産	2,769	引当金	1,613
非流動資産	87,860	その他の流動負債	6,001
有形固定資産	35,255	非流動負債	43,332
使用権資産	1,501	社債及び借入金	30,720
のれん	708	リース負債	1,475
無形資産	1,488	その他の金融負債	334
持分法で会計処理されている投資	9,409	退職給付に係る負債	881
その他の金融資産	37,763	引当金	4,988
繰延税金資産	573	繰延税金負債	4,933
その他の非流動資産	1,158	負債合計	80,901
資産合計	153,382	資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	64,144
		資本金	18,346
		資本剰余金	18,009
		利益剰余金	15,381
		自己株式	△124
		その他の資本の構成要素	12,531
		非支配持分	8,335
		資本合計	72,480
		負債及び資本合計	153,382

連結損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	171,217
売上原価	150,713
売上総利益	20,504
販売費及び一般管理費	10,894
その他の収益	690
その他の費用	3,162
営業利益	7,137
金融収益	553
金融費用	1,120
持分法による投資損失	239
税引前利益	6,330
法人所得税費用	2,578
当期利益	3,751
当期利益の帰属	
親会社の所有者	2,118
非支配持分	1,633
当期利益	3,751

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,973	流動負債	44,286
現金及び預金	23,353	買掛金	9,949
売掛金	10,361	短期借入金	6,678
原材料及び貯蔵品	112	1年内返済予定の長期借入金	3,760
前払費用	25	未払金	846
未収入金	4,275	関係会社預り金	18,395
関係会社短期貸付金	6,423	賞与引当金	122
デリバティブ債権	350	デリバティブ債務	252
その他	5,070	買付約定評価引当金	1,613
固定資産	64,094	その他	2,667
有形固定資産	1,046	固定負債	20,242
建物及び構築物	150	社債	11,000
機械装置及び運搬具	31	長期借入金	4,286
工具、器具及び備品	60	資産除去債務	58
建設仮勘定	804	繰延税金負債	4,105
無形固定資産	605	退職給付引当金	320
ソフトウェア	548	その他	470
ソフトウェア仮勘定	20	負債合計	64,528
その他	37	(純資産の部)	
投資その他の資産	62,442	株主資本	38,297
投資有価証券	3,615	資本金	18,346
関係会社株式	10,024	資本剰余金	17,721
関係会社出資金	8,909	資本準備金	17,721
関係会社長期貸付金	18,082	利益剰余金	2,355
敷金及び保証金	2,770	利益準備金	22
デリバティブ債権	12,313	その他利益剰余金	2,332
その他	10,727	繰越利益剰余金	2,332
貸倒引当金	△4,001	自己株式	△125
		評価・換算差額等	11,242
		その他有価証券評価差額金	946
		繰延ヘッジ損益	10,295
		純資産合計	49,539
資産合計	114,068	負債・純資産合計	114,068

損益計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		123,355
売上原価		116,771
売上総利益		6,584
販売費及び一般管理費		5,814
営業利益		769
営業外収益		
受取利息	855	
受取配当金	3,630	
関係会社貸倒引当金戻入益	1,428	
その他	40	5,954
営業外費用		
支払利息	713	
支払手数料	171	
為替差損	265	
その他	46	1,196
経常利益		5,528
特別利益		
関係会社出資金売却益	2,127	2,127
特別損失		
買付約定評価引当金繰入額	1,613	
関係会社出資金評価損	405	
その他	8	2,026
税引前当期純利益		5,628
法人税、住民税及び事業税	320	
法人税等調整額	△152	167
当期純利益		5,461

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 伸 也
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イーレックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、イーレックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

イーレックス株式会社
取締役会 御中

P w C Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 善 場 秀 明
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 伸 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イーレックス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかの取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C Japan 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

イーレックス株式会社	監査役会
常 勤 監 査 役 草 野	健 ㊟
社 外 監 査 役 古 城	誠 ㊟
社 外 監 査 役 石 井	絵梨子 ㊟

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区京橋2丁目2番1号
京橋エドグラン 22階

TKPガーデンシティ PREMIUM京橋 ホール22C

※駐車場、駐輪場のご用意はございません
ので、公共交通機関のご利用をお願い
します。

交通機関のご案内

東京メトロ銀座線

「京橋駅」

■ 7 / 8番出口 ————> 直結0分

■ 5番出口 ————> 徒歩約1分

都営浅草線

「宝町駅」

■ A5 / A6出口 ————> 徒歩約3分

JR各線、東京メトロ丸ノ内線

「東京駅」

■ 八重洲南口 ————> 徒歩約5分

東京メトロ有楽町線

「銀座一丁目駅」

■ 7番出口 ————> 徒歩約5分



※本総会において、お土産のご用意はありません。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。